

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 8 年 7 月 31 日
厚生労働省

今般制定された雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件(令和 8 年厚生労働省告示第 283 号)については、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 39 条第 4 項第 3 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法(平成 5 年法律第 88 号) (抄)
(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一・二 (略)

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四～八 (略)

担当：厚生労働省 保険局保険課